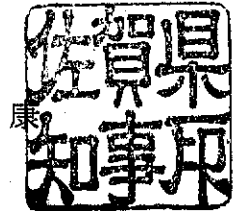


職 第 234 号
平成22年 7月16日

各 位

佐賀県知事 古 川



平成22年度佐賀県任期付職員（建築士）の募集案内について（依頼）

盛夏の候、ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本県におきましては、別添のとおり佐賀県任期付職員（建築士）の募集を行うこととしておりますので、御多忙中誠に恐れ入りますが、関係者への広報・周知等について御配慮いただければ幸いです。

佐賀県 経営支援本部 職員課 行政経営担当
電話：0952-25-7011（直通）

平成22年度佐賀県任期付職員（建築士）の募集について

- 1 職 種 建築士（任期付）
- 2 採用予定人員 2名
- 3 職務内容 県有施設の耐震化に関する計画、設計及び施工監理等の業務
- 4 任 期 平成23年4月1日～平成26年3月31日（3年間）

5 勤務条件

(1) 給与（平成22年4月1日現在）

ア 初任給は、採用者の経歴等を勘案のうえ決定されます。

例1：平成23年4月1日の採用時に30歳、大学卒業後8年の職務経験を有する人 約25万円

例2：平成23年4月1日の採用時に42歳、大学卒業後20年の職務経験を有する人 約36万円

例3：平成23年4月1日の採用時に52歳、大学卒業後30年の職務経験を有する人 約38万円

※ この例における給料月額は、職務経験年数が「設計、施工監理等、建築に関する業務に従事した期間」である場合のものです。

※ 給与改定により初任給が変わる場合があります。

※ 財政事情により、給料月額より一定割合の減額措置が実施されています。

イ このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、時間外勤務手当等が該当者に支給されます。

ウ 任期満了後に、退職手当が支給されます。

（アの例1の場合：約82万円、例2の場合：約112万円、例3の場合：約117万円）

(2) 勤務時間・休暇

ア 勤務時間は、原則として8時30分から17時15分までです。

イ 休暇は、年間20日（4月1日採用の場合は採用年のみ15日）の年次休暇、疾病等の場合に与えられる病気休暇及び結婚・忌引・出産等の場合に与えられる特別休暇があります。

6 受験資格

次の(1)、(2)の要件を満たす人が受験できます。

(1) 一級建築士又は二級建築士の免許登録者

(2) 設計、施工監理等、建築に関する業務に従事した職務経験が平成22年7月末日現在通算して5年以上ある人

注：「職務経験」には、会社員、自営業者等として6か月以上継続して就業していた期間が該当します（アルバイト、パートタイムの期間は除く）。職務経験が複数の場合には通算することができますが、同一期間内に複数の職務に従事した場合には、いずれか一方のみの職歴に限りします。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、受験できません。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条の規定に該当する人

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 佐賀県職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

7 選考の方法、日時及び場所

選考の方法	日時・場所	備 考
適性検査 専門試験	平成22年10月3日（日） 佐賀県庁（佐賀市城内一丁目1番59号） 本館4階 正庁	当日は、履歴書（市販のもので可。写真を貼付したもの）、建築士免許証（写し）、最終学校卒業（見込み）証明書をそれぞれ1通ずつ持参してください。 ※ 詳細については、別途応募者に連絡します。
面接試験	平成22年10月3日（日） 佐賀県庁（佐賀市城内一丁目1番59号） 新行政棟2階 21号会議室 ※ 応募者多数の場合は、別に試験実施日を指定する場合があります。	

※ 受験者は、8時25分までに受付を済ませ、指定された座席に着席していただきます。

8 選考の科目、時間及び内容

科 目	時 間	内 容
説 明	20分 [8:30~8:50]	試験概要の説明及び注意事項の伝達等
適性検査	80分 [8:50~10:10]	職務遂行上必要な素質・適性の有無についての検査
専門試験	120分 [10:20~12:20]	建築の専門的な知識・技能に関する <u>記述式</u> の専門試験 「建築の設計及び施工監理」 10問 「耐震に関する技術」 10問
面接試験	1人当たり20~25分	職員として適する人物かどうかについての個別面接

※携帯電話等を試験時間中に発着信させたり、時計代わりに机の上に置くことは禁止します。

9 合格者発表

平成22年10月下旬（合格者に文書で通知します。）

10 応募方法

(1) 必要書類

① 受験申込書

募集要項に添付の「受験申込書」を使用するか、または佐賀県ホームページからダウンロードしてください。（インターネット申込の場合は、「受験申込書」は不要です。）

② 職務経歴書

これまで従事した設計、施工監理等、建築に関する具体的業務を職務経歴書に記入してください。

(2) 申込方法

ア インターネットによる申込の場合

佐賀県ホームページから直接インターネットで申し込む場合は、申込画面上の注意事項をよく確認のうえお申し込みください。この場合、佐賀県ホームページからダウンロードした「職務経歴書」に内容を記入し、必ずウイルスチェックを行ってから「職務経歴書」を添付してください。（ご使用の機種や環境によって、一部対応できない場合があります。）

佐賀県ホームページ (<http://www.pref.saga.lg.jp/>) → 電子行政サービス → 申請・届出 → 電子申請へ → 募集 → 県職員

イ 電子メールによる申込の場合

ダウンロードした「受験申込書」、「職務経歴書」を記入し、電子メールに添付のうえ、次のアドレスに申し込んでください。

jinji@pref.saga.lg.jp

【電子メールで申し込む際の注意事項】

- ・電子メールのタイトルは「佐賀県任期付職員（建築士）応募」とし、メールの「本文」欄に必ず『住所、氏名、電話番号』を記載してください。
- ・添付ファイルの「受験申込書」及び「職務経歴書」のファイル形式は、「ワードファイル」、「エクセルファイル」又は「PDFファイル」に限るものとします。また、必ずウイルスチェックを行ってから送信してください。
- ・「電子メールによる申込」の受付が完了した場合には、その旨メールで応募者自身へお知らせしますので、必ず確認してください。確認できない場合は、次の連絡先にお問い合わせください。

佐賀県 経営支援本部 職員課 行政経営担当
(電話) 0952-25-7011 (直通)

ウ 持参又は郵送の場合

提出先 郵便番号 840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県 経営支援本部 職員課 行政経営担当

郵送による場合は、封筒の表に「佐賀県任期付職員（建築士）受験申込書在中」と朱書きの上、送付してください。

11 申込期限等

平成22年8月2日（月）から平成22年8月31日（火）まで

電子申請及び電子メールによる場合は、8月2日（月）9時[JST]から8月31日（火）17時[JST]までに県のサーバーに到着したものまで受け付けます。

電子申請の場合は、時間に余裕をもってお申し込みください。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによるシステムトラブルの責任は一切負いませんので予めご了承ください。

郵送による場合は、8月31日（火）の消印のあるものまで受け付けます。

12 選考結果の開示

この選考の結果については、佐賀県個人情報保護条例（平成 13 年佐賀県条例第 37 号）第 20 条の規定により、口頭で開示を請求することができます（口頭での開示請求は、受験者本人以外の方ではできません）。

受験者本人が本人であることを証明する書類（受験票等）を持参のうえ、8 時 30 分から 17 時までの間に職員課へ直接おいでください。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日等の開庁日を除きます。

なお、電話、はがき等による請求はできません。

開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
総合得点及び順位	合格者発表の日から 1 か月間	佐賀県経営支援本部 職員課 佐賀市城内一丁目 1 番 5 9 号 (県庁新行政棟 4 階)

13 問い合わせ先

不明な点があれば、下記までお問合せください。

佐賀県 経営支援本部 職員課 行政経営担当

電話 0952-25-7011 (直通)

e-mail: jinji@pref.saga.lg.jp

この選考試験の実施に伴いご提出いただいた個人情報は、採用選考のためのみに使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。

なお、佐賀県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラム(<http://www.pref.saga.lg.jp/web/privacypolicy.html>)で定めています。